



**「(仮称)習志野市手話を広めるとともに障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例」を策定します**

問 合 せ：障がい福祉課 担当者：屋代 (453) 9206

習志野市では、「(仮称)習志野市手話を広めるとともに障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例」を策定します。(条例概要は添付のとおり)

条例制定の背景としての動き

【障害者の権利に関する条約】(平成18年国連採択、平成26年2月発効)

- ・言語について手話を含めて規定  
(「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。)
- ・障がい者が表現及び意見の自由が確保できるよう措置を取るべきことが規定

【障害者基本法改正】(平成23年8月施行)

- ・手話の言語性が明文化、障がい者の情報取得の機会拡大

【障害者差別解消法】(平成28年4月施行)

- ・行政機関等は社会的障壁の除去の実施について合理的に配慮しなければならない

本条例は、障がいの有無に関わらず全ての市民が相互に尊重しながら地域で共生社会を進めていくために、障がいを理解すると同時に、次の2つを目的としています。

- ①個々の障がいに合った情報の取得・利用やコミュニケーションを保障される環境整備を推進する。
- ②手話が言語であるという認識を広める。

なお、本条例のような手話と情報コミュニケーションに関する条例は本県初であり、全国でも市としては明石市に次いでこの制定となります。

条例制定までの今後の予定は以下のとおりです。

- 平成27年 8月にパブリックコメントの実施
- 平成27年12月議会に条例案上程
- 平成28年 4月施行

本条例試案を策定するにあたり条例策定協議会を設置しました。この条例策定協議会の委員は、情報取得・利用及びコミュニケーションに関して見識の有する者や障がい者団体・障がい者家族の団体、民生委員、連合町会、商工会議所、校長会、消防署、医療関係等の多分野から推薦された者20名で構成されており、様々な視点での意見を聞くことができました。

平成27年5月、6月、7月に月1回のペースで開催し、全3回が終了したため、そこで出された意見に基づいて作成した条例試案並びに意見のまとめ及び協議内容を下記のとおり市長に報告いたします。

日 時：平成27年7月21日(火) 午前11時00分から11時30分まで

報告者：条例策定協議会

会 長 久松 三二 氏(一般財団法人 全日本ろうあ連盟 事務局長)

副会長 松尾 公平 氏(習志野市地域共生協議会 会長)

問合せ：保健福祉部障がい福祉課 担当 屋代利津子 047(453)9206

